

重要
注意

既に電子化対応がお済みの免税店様におかれましては申し訳ございませんが廃棄願います。



観光庁
Japan Tourism Agency



令和3年5月

免税店を経営する事業者の皆様へ

本年10月1日以降

免税販売

を行う場合は
必要な手続を

完全電子化

する必要があります。

！ 本年10月1日以降、従来の紙による免税販売ができなくなります。

免税手続の電子化とは

概要

これまで書面により行われていた購入記録票の作成等の手続に代わり、購入記録情報（購入者から提供を受けた旅券等に記載された情報及び購入の事実記録した情報）をインターネット回線等により、国税庁へ電子的に送信することとされています。

時期

2020年4月1日から電子化運用開始
(本年9月30日までは、紙の手続と併用可能)

本年10月1日より完全電子化運用



輸出物品販売場の許可が
取消になる訳ではありません。

本年10月1日以後であっても、届出書の提出を行い、
電子化対応を行えば、免税販売ができます。



電子化後、免税販売に必要な手続等の6ステップ

① 旅券(パスポート等)の
提示・情報提供を受ける

② 非居住者であることを確認する

新設!
③ 必要事項を説明する

④ 免税対象物品の引渡しをする

新設!
⑤ 国税庁へ購入記録情報を送信する

新設!
⑥ 購入記録情報の保存

⑤⑥は、システム面の対応が必要な手続



電子化後、
免税販売に必要な手続を行うための

事前準備 2ステップ!

STEP 1

購入記録情報の提供方法の決定

自社による送信

免税店が自ら購入記録情報を送信する方法。

or

承認送信事業者経由での送信

承認送信事業者を介して

購入記録情報を送信する方法。

事前に承認送信事業者と契約する必要があります。



承認送信事業者などが
提供するサービスを活用して
電子化対応も可能！

詳しくは各承認送信事業者サービスについて YouTubeにて配信中！



STEP 2

税務署へ届出書の提出

免税店は

**輸出物品販売場における
購入記録情報の提供方法等の
届出書**を税務署へ事前に提出する必要が
あります。

届出書は国税庁ホームページより
ダウンロードできます。



スマホにアプリを導入するだけ！

初期費用や月額基本料が不要・安価なサービスがあります。

POSレジと完全連動！

免税手続が今までより格段にスムーズになる
サービスがあります。

免税販売手続電子化に関する相談会の開催について

免税販売手続電子化未対応の免税店様を対象とした 相談会を開催します！

相談会は対面形式とオンライン形式を予定しています。相談会では複数の免税電子化システム事業者をお呼びし、直接電子化システムの導入に関して相談したり実機を確認していただくことができます。

相談会
参加申し込みは
こちら



相談会の会場・日程等について随時更新します。

この機会をぜひご活用いただき、免税販売手続電子化に向けたご準備を！

その他役立つ情報は、下記サイトにて！

「免税販売手続電子化特設サイト」にて
そのほか役立つ情報公開中！

Q 電子化 特設サイト



国税庁ホームページにて、輸出物品販売場の
免税販売手続電子化についての情報公開中！

Q 輸出物品販売場 電子化



お問合せ先(本紙に関するお問合せ先)

06-6347-6633

(平日9:30~17:30)